

福岡県環境県民会議会則

(名称)

第1条 この会は、福岡県環境県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目的)

第2条 県民会議は、県民、事業者及び行政が一体となって、福岡県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献するため、取り組むべき方策を検討し、その対策の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 福岡県環境総合基本計画の推進
- (2) 環境いきいき共創プランの推進
- (3) その他環境保全の推進に関して必要な事項

(組織)

第4条 県民会議は、第2条の目的に賛同する別表第1に掲げる県内の県民団体、事業者団体及び行政（以下「関係団体」という。）で組織する。

(委員)

第5条 県民会議の委員は、関係団体の代表者、又は代表者が指名した者とする。

(会長)

第6条 県民会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、県民会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 県民会議の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び会長代理が不在のときは、事務局長が招集する。

2 会長は必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第8条 会長は、必要な場合は、県民会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、県民会議から指示された事項について検討を行う。

3 分科会は分科会会長及び委員若干名を置き、分科会会長及び委員は、県民会議の委員のなかから会長が指名する。

(事務局)

第9条 県民会議に事務局を設け、福岡県環境部環境政策課に置く。

2 事務局長は、福岡県環境部環境政策課長をもって充てる。

(会則の改正)

第10条 この会則の改正は、会議の議決を得なければならない。

(補足)

第11条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成8年2月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年6月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年2月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 5 月 2 2 日から施行する。

別表第 1

(県民団体)

福岡県子ども会育成連合会
 (公社)福岡県青少年育成県民会議
 (公社)福岡県老人クラブ連合会
 福岡県私学協会
 福岡県生活協同組合連合会
 (公財)福岡県地区衛生連合会
 (特活)はかた夢松原の会

福岡県青少年団体連絡協議会
 福岡県地域婦人会連絡協議会
 (公社)福岡県保育協会
 日本労働組合総連合会福岡県連合会
 (社福)福岡県社会福祉協議会
 (公財)日本野鳥の会福岡支部
 (特活)ふくおか環境カウンセラー協会

(事業者団体)

福岡県商工会議所連合会
 福岡県商工会連合会
 福岡経済同友会
 (一社)福岡県バス協会
 (一社)福岡県自動車整備振興会
 (公社)福岡県産業資源循環協会
 福岡県森林組合連合会
 (公社)福岡県造園協会

福岡県中小企業団体中央会
 (一社)九州経済連合会
 九州地区スーパーマーケット協会連合会
 (公社)福岡県トラック協会
 (一社)福岡県建設業協会
 福岡県農業協同組合中央会
 福岡県漁業協同組合連合会

(行政)

福岡県市長会
 北九州市
 福岡県教育委員会

福岡県町村会
 福岡市
 福岡県